

令和8年度  
農業振興のための施策一覧

令和8年4月

岩手県農林水産部農業振興課

この一覧は、令和8年4月1日時点の農業振興のための施策を取りまとめたものです。最新の情報については、必要に応じ、利用者において確認をお願いします。

# 目 次

<b>1 新規就農</b>	
(1) 農業を始めたい	1
(いわてニューファーマー支援事業、青年等就農資金)	
(2) 人材を確保したい	2
(雇用就農資金)	
<b>2 担い手育成</b>	
(1) 獣医師の育成を支援	3
(獣医師確保対策事業)	
(2) 集落営農の経営発展	3
(農業経営基盤強化促進対策事業(集落営農活性化プロジェクト促進事業、 集落営農連携促進等事業))	
(3) 女性の活躍する農山漁村の形成	4
(幸せ創る女性農林漁業者育成事業)	
(4) 担い手の育成を支援	4
(農業経営基盤強化促進対策事業(農業経営・就農支援体制整備推進事業))	
<b>3 農地集積・集約</b>	5
(農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進対策事業(機構集積協力金、 税軽減措置))	
<b>4 荒廃農地活用</b>	6
(農地耕作条件改善事業、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支 払交付金、いきいき農村基盤整備事業、最適土地利用総合対策事業)	
<b>5 生産支援</b>	
(1) 耕種作物	8
(強い農業づくり交付金)	
(2) 米、麦、大豆など	9
(畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水 田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓 等促進事業、畑地化促進事業、麦・大豆生産性向上事業)	
(3) 園芸作物	12
(りんどう生産拡大支援事業、青果物等価格安定事業、施設園芸等燃料 価格高騰対策事業)	

- (4) 酪農 . . . . . 13  
(加工原料乳生産者補給金、加工原料乳等生産者経営安定対策事業、酪農経営支援総合対策事業(中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策))
- (5) 肉用牛 . . . . . 14  
(肉用子牛生産者補給金制度、優良和子牛生産推進緊急支援事業、和子牛産地基盤強化緊急特別対策、肉用牛肥育経営安定交付金、肉用牛経営安定対策補完事業)
- (6) 中小家畜 . . . . . 16  
(家畜畜産物価格安定対策(養豚経営安定対策事業)、畜産振興総合対策事業(農場バイオセキュリティ向上対策事業費補助))
- (7) 国産飼料の生産、利用 . . . . . 16  
(国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業(飼料生産組織の運営強化支援(飼料生産組織の基盤強化支援、飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援)、国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の取組支援(連携型、供給型)、生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援、飼料生産組織の人材確保・育成等支援)、飼料備蓄・流通合理化事業(国産飼料増産対策事業))
- (8) 野生鳥獣被害防止 . . . . . 17  
(鳥獣被害防止総合支援事業)

## 6 生産基盤強化

- (1) 農地、水利施設等の基盤整備 . . . . . 18  
(小水力等再生可能エネルギー導入推進事業、農地耕作条件改善事業、基幹水利施設更新支援対策事業、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農村地域防災減災事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、いきいき農村基盤整備事業)
- (2) 果樹の改植、園地整備 . . . . . 20  
(果樹農業生産力増強総合対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業)
- (3) 畜産の生産基盤整備 . . . . . 23  
(農山漁村地域整備交付金(草地畜産基盤整備事業、畜産環境総合整備事業)、農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤整備事業)、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業)
- (4) 肉用牛の増頭 . . . . . 23  
(肉用牛経営安定対策補完事業)
- (5) 農業機械等の導入 . . . . . 24  
(経営体育成支援事業、いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業、いきいき農村基盤整備事業)
- (6) 共同利用施設の整備、再編集約・合理化 . . . . . 26  
(強い農業づくり交付金)

<b>7 農畜産物の高付加価値化と販路の拡大</b>	
(1) 6次産業化	27
(農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出推進事業)))	
(2) 農商工連携	28
(いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業)	
(3) 輸出の促進	28
(食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業)	
<b>8 多面的機能の維持と農村の活性化</b>	
(1) 農業用水路等の保全管理	29
(多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金))	
(2) 環境にやさしい農業	29
(環境と共生する産地づくり確立事業、いわてみどりの食料システム戦略推進事業)	
(3) 中山間地域の農業生産・活性化支援	31
(中山間地域等直接支払事業、農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策、山村活性化支援交付金、地域資源活用価値創出対策))	
<b>9 資金の確保</b>	
(1) 機械、施設整備に必要な資金	35
(スーパーL資金、スーパーW資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業近代化資金)	
(2) 短期運転資金	36
(農業経営改善促進資金)	
(3) 長期運転資金	37
(農林漁業セーフティネット資金)	
(4) 自己資金の確保	37
(農業経営基盤強化準備金制度)	
<b>10 その他</b>	38
(老後資金、共済制度等)	

(参考) 農林水産省の補助金は、次のホームページで検索できます。

農林水産省「補助金等の逆引き事典」

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input>

# 1 新規就農

## (1) 農業を始めたい

No.	事業名	概要	問合せ先
1	いわてニュー ファーマー支 援事業	<p>次代の地域農業を担う農業者の確保・育成を図るため、就農希望者や新規就農者に対し、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付</p> <p>就農後の経営発展に必要な、機械・施設等の導入を支援</p> <p>(1) 経営発展支援事業</p> <p><b>【通常枠】</b></p> <p>令和7年度又は令和8年度に経営を開始した49歳以下の認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等を導入する場合の事業費を補助（補助上限額750万円、経営開始資金の交付対象者は上限375万円）</p> <p><b>【地域計画早期実現支援枠】</b></p> <p>令和5年度以降に経営を開始した49歳以下の認定新規就農者又は認定農業者に対し、経営継承・発展に向けた機械・施設の導入や移設・修繕等を行う場合の事業費を補助（補助上限額900万円）</p> <p>◇ 交付主体：市町村</p> <p>(2) 経営開始資金</p> <p>経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対し、月13.75万円（年間165万円）を交付（最長3年間）</p> <p>◇ 交付主体：市町村</p> <p>(3) 就農準備資金</p> <p>就農予定時49歳以下の研修生に対し、県農業大学校等の研修機関等での研修期間中に月13.75万円（年間165万円）を交付（最長2年間）</p> <p>◇ 交付主体：県、市町村</p> <p>(4) 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業</p> <p>新規就農者の誘致体制の整備及び実践的な研修農場の整備を支援。（誘致体制の整備：上限200万円/地区）</p> <p>◇ 交付主体：県</p> <p>(5) 初期投資促進事業</p> <p><b>【初期投資促進タイプ】</b></p> <p>令和6年度又は令和7年度中に経営を開始した49歳以下の認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等を導入する場合の事業費を補助（補助上限額750万円、経営開始資金の交付対象者は上限375万円）</p> <p><b>【世代交代円滑化タイプ】</b></p> <p>地域計画早期実現支援枠と同様</p> <p>◇ 交付主体：市町村</p>	<p>農業普及技術課 （普及担当） （内）5658</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
1	いわてニュー ファーマー支 援事業 (続き)	(6) 新規就農者チャレンジ事業 64歳以下の認定新規就農者に対し、早期の経営発展に必要な 農業用機械・施設を導入する場合等の事業費を補助（補助上限 額 個人1,500万円、法人3,000万円） ◇ 交付主体：市町村	農業普及技術課 (普及担当) (内) 5658
2	青年等就農資 金	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始 するために必要な資金を長期、無利子で融資  ◇ 貸付対象者：認定新規就農者 ◇ 貸付金利：無利子資金 ◇ 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内） ◇ 貸付限度額：3,700万円（特認1億円） ◇ ホームページ： <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html</a>	日本政策金融公 庫盛岡支店 (019-653-5121)  〔農業普及技術課〕 (普及担当) (内) 5658

(2)人材を確保したい

No.	事業名	概要	問合せ先
3	雇用就農資金	農業法人等が新規就農者を雇用し、新規就農者に対して実施す る実践研修を支援するとともに、新規就農者に対する新たな法人 設立に向けた研修等を支援 また、農業法人等による従業員等の派遣研修を支援  ◇ 交付単価等 年間最大60万円、最長4年間（新法人設立に向けた研修は年 間最大120万円、最長4年間（3年目以降年間最大60万円）） 派遣研修は月最大10万円、最短3か月～最長2年間	岩手県農業会議 (019-626-8545)  〔農業普及技術課〕 (普及担当) (内) 5658

## 2 担い手育成

### (1) 獣医師の育成を支援

No.	事業名	概要	問合せ先
4	獣医師確保対策事業	<p>産業動物に携わる獣医師を確保するため、獣医学生等への修学資金の貸付や県内への就業対策を実施</p> <p>◇ 実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県、岩手県産業動物獣医師確保対策協議会</li> <li>・公益社団法人中央畜産会（高校生への貸付）</li> </ul> <p>◇ 貸付額</p> <p>月 額：国公立大学 10 万円以内（大学生）          私立大学 18 万円以内（大学生）          入学科：175 万円以内（高校生）</p>	畜産課（振興・衛生担当） (内) 5729

### (2) 集落営農の経営発展

No.	事業名	概要	問合せ先
5	農業経営基盤強化促進対策事業（集落営農活性化プロジェクト促進事業、集落営農連携促進等事業）	<p>集落営農が、将来にわたって持続的に発展することができるよう、地域の関係機関のサポートを受けながら、集落営農の活性化及び連携・合併に向けたビジョンづくりや地域の状況に応じた取組を総合的に支援</p> <p>◇ 実施主体</p> <p>市町村</p> <p>◇ 助成額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集落ビジョン策定：定額</li> <li>② 中核となる若者等の雇用：定額 (上限額 100 万円/年、最大 3 年)</li> <li>③ 収益力の柱となる経営部門の確立：定額</li> <li>④ 組織の法人化：1 法人当たり 25 万円（定額）</li> <li>⑤ 共同利用機械等の導入：1/2 以内</li> </ol>	農業振興課（担い手対策担当） (内) 5643

(3)女性の活躍する農山漁村の形成

No.	事業名	概要	問合せ先
6	幸せ創る女性農林漁業者育成事業	<p>本県農林水産業をけん引する若手女性農林漁業者を育成するため、女性グループの経営力・自主企画力向上に向けた取組を支援</p> <p>(1) 経営力の向上及び生産物の高負荷価値化に向けた調査研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 補助率：定額</li> <li>◇ 補助上限：100千円</li> <li>◇ 補助対象者：県内の女性農林漁業者で組織する団体等</li> </ul> <p>(2) グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 補助率：定額</li> <li>◇ 補助上限：100千円</li> <li>◇ 補助対象者：県内の女性農林漁業者で組織する団体等</li> </ul>	<p>農業普及技術課 (普及担当) (内) 5660 (農業革新支援担当) (内) 5651</p> <p>〔農林水産企画室〕 (企画担当) (内) 5623</p>

(4)担い手の育成を支援

No.	事業名	概要	問合せ先
7	農業経営基盤強化促進対策事業(農業経営・就農支援体制整備推進事業)	<p>農業経営・就農支援センターにおいて、農業経営の改善、法人化、円滑な継承等に必要な相談対応や税理士、社会保険労務士などの専門家派遣等により、農業経営及び事業・経営継承を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 対象者 重点支援対象者</li> <li>◇ 相談窓口(現地支援チームの窓口) 各農業改良普及センター</li> </ul>	<p>農業振興課(担い手対策担当) (内) 5643</p>

### 3 農地集積・集約

No.	事業名	概要	問合せ先
8	農地中間管理事業	<p>リタイアや経営転換等を行おうとする農業者から農地中間管理機構が農地を借り入れ（一部買い入れ等）、必要に応じて条件整備を実施し、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける等により、農地の有効利用や農業経営の効率化を支援</p> <p>◇ 実施主体：岩手県農業公社（農地中間管理機構）</p>	<p>農業振興課（担い手対策担当） （内）5643</p>
9	農業経営基盤強化促進対策事業（農地集約化促進事業）	<p>地域計画の実現に向け、農地中間管理機構を通じた貸借、又は農作業委託により、農地の集約化等に取り組む地域に、予算の範囲内で、市町村から支援金（集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプ）を交付</p> <p>◇ 交付先：市町村（市町村から地域に交付）</p> <p>◇ メニュー</p> <p>1 集約化加速タイプ 交付単価：1.0～5.0万円/10a （農作業受委託0.5～1.5万円/10a）</p> <p>2 地域集約化実現タイプ 交付単価：2.0～2.6万円/10a</p>	<p>農業振興課（担い手対策担当） （内）5643</p>
10	農業経営基盤強化促進対策事業（税軽減措置）	<p>農地を売る農業者等に対して譲渡所得税の特別控除の特例や、農地を買う農業者等に対して登録免許税・不動産税の軽減措置</p> <p>◇ 譲渡所得の特別控除 控除額800万円</p> <p>◇ 登録免許税の軽減 税率 2.0%→1.0%</p> <p>◇ 不動産取得税の軽減 税額 2/3</p>	<p>農業振興課（担い手対策担当） （内）5643</p>

#### 4 荒廃農地活用

No.	事業名	概要	問合せ先
11	(1)農地耕作条件改善事業	<p>荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業等の取組を支援</p> <p>(1) 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るため、区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 県、市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農協、農業法人等</p> <p>◇ 事業要件 事業費200万円以上、農業者2者以上、農地中間管理機構との連携概要の作成</p> <p>◇ 補助率 客土：275,000円/10a 除礫：250,000円/10a、定率 1/2 等</p>	(1)農村建設課 （農地整備担当） (内)5681
	(2)多面的機能支払交付金 (No.62、63)	<p>(2) 地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援</p> <p>◇ 実施主体 活動組織、広域活動組織</p> <p>◇ 補助率 定額（詳細はNo.62、63参照）</p>	(2)農村建設課 （水利整備・管理担当） (内)5687
	(3)中山間地域等直接支払交付金 (No.66)	<p>(3) 農業生産条件の不利な中山間地域等において、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援</p> <p>◇ 実施主体 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等</p> <p>◇ 補助率 定額（詳細はNo.66参照）</p>	(3)農業振興課 （地域農業振興担当） (内)5646
	(4)いきいき農村基盤整備事業	<p>(4) 国庫補助事業の事業要件に満たない小規模な地区を対象に、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に向けた地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織 等</p> <p>◇ 実施要件 事業費200万円未満 農業者2者以上 農地法第32条第1項に規定する遊休農地又は、これに相当する農地 事業完了後5年以上耕作することが確実な農地 等</p> <p>◇ 補助率 （障害物除去・整地）2.9万円/10a、（土壌改良）3.5万円/10a</p>	(4)農村建設課 （農地整備担当） (内)5681
	(5)最適土地利用総合対策事業	<p>(5) 中山間地域における荒廃農地の発生防止・解消に向け、農用地保全のための実証的な取組、粗放的な農地利用の取組等を支援</p> <p>◇ 実施主体</p>	(5)農業振興課 （農地・交流担当）

No.	事業名	概要	問合せ先
		<p>市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構</p> <p>◇ 実施区域 農用地区域内の農用地及びその農用地と一体的に整備する必要がある農用地等、中山間地域等の地域 等</p> <p>◇ 補助率 定額(土地利用構想に基づく農地保全のための簡易な基盤整備は定率)</p>	(内) 5645

## 5 生産支援

### (1) 耕種作物

No.	事業名	概要	問合せ先
12	強い農業づくり交付金	<p>収益力強化に計画的に取り組む産地の計画実現に必要な農業機械のリース導入や、生産資材の導入、集出荷施設の整備等を支援</p> <p>◇ 交付率</p> <p>① 整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕種作物共同利用施設整備：事業費の1/2以内</li> </ul> <p>② 生産支援事業（産地生産基盤パワーアップ事業のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース方式等による農業機械等の導入：本体価格の1/2以内</li> <li>・ 生産資材の導入：事業費の1/2以内</li> <li>・ 果樹の改植（同一品種）：果樹農業好循環形成総合対策事業と同額</li> </ul> <p>③ 効果増進事業（産地生産基盤パワーアップ事業のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画の策定：事業費の1/2以内</li> <li>・ 農業機械の導入実証：事業費の1/2以内</li> </ul> <p>④ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用施設の再編集約・合理化：事業費の1/2以内</li> </ul> <p>◇ 対象者</p> <p>① 整備事業</p> <p>県、市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者</p> <p>② 生産支援事業（産地生産基盤パワーアップ事業のみ）</p> <p>整備事業と共通</p> <p>③ 効果増進事業（産地生産基盤パワーアップ事業のみ）</p> <p>県農業再生協議会、地域農業再生協議会等</p> <p>④ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業</p> <p>県、市町村、農業者の組織する団体等</p>	<p>農産園芸課 （園芸特産担当） （内）5706</p>

(2) 米、麦、大豆など

No.	事業名	概要	問合せ先
13	畑作物の直接 支払交付金 (ゲタ対策)	<p>麦、大豆、そば等の生産を行う認定農業者等に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付</p> <p>支払いは数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は、数量払の先払いとして交付</p> <p>◇ 交付単価</p> <p>① 数量払 (平均交付単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小麦：課税事業者5,930円/60kg、免税事業者6,340円/60kg</li> <li>・ 大豆：課税事業者9,430円/60kg、免税事業者9,840円/60kg</li> <li>・ そば：課税事業者16,720円/45kg、免税事業者17,550円/45kg</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>※ 数量払の交付単価は、品質に応じて設定されている。</p> <p>② 面積払</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑作物共通：20千円/10a (そばは、13千円/10a)</li> </ul> <p>◇ 対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件なし)</p>	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>〔農産園芸課(水田 農業担当) (内)5710〕</p>
14	米・畑作物の 収入減少影響 緩和交付金 (ナラシ対 策)	<p>米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が、標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん</p> <p>※ 対策加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出</p> <p>◇ 対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件なし)</p>	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>〔農産園芸課(水田 農業担当) (内)5710〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
15	水田活用の直接支払交付金	<p>水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する農業者に対して、作付面積に応じて直接交付</p> <p>◇ 交付単価</p> <p>① 戦略作物助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦、大豆、飼料作物<sup>*1</sup> : 35 千円/10a</li> <li>・ WCS用稲 : 80 千円/10a、加工用米 : 20 千円/10a</li> <li>・ 飼料用米、米粉用米 : 収量に応じ、55~105 千円/10a<sup>*2</sup></li> </ul> <p>※1 飼料作物のうち、多年生牧草については播種せず収穫のみの場合は10 千円/10a</p> <p>※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度は標準単価7.0 万円/10a (5.5~8.5 万円/10a)、令和8年度は標準単価6.5 万円/10a (5.5~7.5 万円/10a)。</p> <p>② 産地交付金</p> <p>&lt;国メニュー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市場開拓用米の複数年契約 : 10 千円/10a</li> <li>・ そば、なたねの作付 : 20 千円/10a</li> <li>・ 新市場開拓用米の作付 : 20 千円/10a</li> </ul> <p>&lt;県枠メニュー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用型野菜作付助成 : 35 千円/10a(上限 45 千円)</li> <li>・ 作付加算助成(新市場開拓用米) : 20 千円/10a(上限 30 千円)</li> <li style="padding-left: 20px;">" (加工用米・米粉用米) : 10 千円/10a(上限 20 千円)</li> <li>・ 作付拡大助成(園芸作物・30a以上) : 30 千円/10a(上限 35 千円)</li> <li style="padding-left: 20px;">" (園芸作物・30a未満) : 20 千円/10a(上限 25 千円)</li> <li style="padding-left: 20px;">" (麦、大豆、WCS用稲、飼料用とうもろこし) : 10 千円/10a(上限 15 千円)</li> <li>・ 麦・大豆の地力向上助成 : 5 千円/10a (上限 10 千円)</li> </ul> <p>※ その他の助成内容及び助成単価は、地域農業再生協議会(市町村、JA等)が決定</p>	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>市町村又はJA</p> <p>〔農産園芸課(水田農業担当) (内)5710〕</p>
16	畑作物産地形成促進事業	<p>産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプラン(産地・実需協働プラン)に位置付けられた農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援</p> <p>◇ 交付単価 : 40 千円/10a</p> <p style="padding-left: 20px;">※加算措置 : 令和8年度に畑地化に取り組む場合、0.5 万円 /10a を加算(畑地化加算)</p> <p>◇ 対象品目 : 麦、大豆、高収益作物(加工・業務用野菜等)、子実用とうもろこし</p>	<p>岩手県農業再生協議会</p> <p>〔【事務局】 農産園芸課(水田農業担当) (内)5710〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先									
17	コメ新市場開拓等促進事業	<p>産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプラン（産地・実需協働プラン）に位置付けられた農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援</p> <p>◇ 対象作物及び交付単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新市場開拓用米</td> <td>4万円/10a</td> </tr> <tr> <td>加工用米</td> <td>3万円/10a</td> </tr> <tr> <td>米粉用米（パン・めん用専用品種）</td> <td>9万円/10a</td> </tr> </tbody> </table>	対象作物	交付単価	新市場開拓用米	4万円/10a	加工用米	3万円/10a	米粉用米（パン・めん用専用品種）	9万円/10a	<p>岩手県農業再生協議会</p> <p>【事務局】 農産園芸課（水田農業担当） （内）5710</p>	
対象作物	交付単価											
新市場開拓用米	4万円/10a											
加工用米	3万円/10a											
米粉用米（パン・めん用専用品種）	9万円/10a											
18	畑地化促進事業	<p>水田を畑地化し、高収益作物及び畑作物（高収益作物以外）の本作物化に取り組む農業者を支援。</p> <p>①畑地化支援及び②定着促進支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>①畑地化支援</th> <th>②定着促進支援*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高収益作物 （野菜、果樹、花き等）</td> <td>10.5万円/10a</td> <td>・2.0 (3.0**4) 万円/10a ×5年間 または ・10.0 (15.0**4) 万円/10a（一括）</td> </tr> <tr> <td>畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）</td> <td>10.5万円/10a</td> <td>・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a（一括）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③産地づくり体制構築等支援</p> <p>畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、</p> <p>ア 団地化等の体制構築等のための調整に要する経費を支援（上限300万円/1協議会）</p> <p>イ 畑地化に取り組む農業者に対し、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））</p>	対象作物	①畑地化支援	②定着促進支援*	高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	10.5万円/10a	・2.0 (3.0**4) 万円/10a ×5年間 または ・10.0 (15.0**4) 万円/10a（一括）	畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	10.5万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a（一括）	<p>東北農政局 岩手県拠点 (019-624-1125)</p> <p>市町村又はJA</p> <p>農産園芸課（水田農業担当） （内）5710</p>
対象作物	①畑地化支援	②定着促進支援*										
高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	10.5万円/10a	・2.0 (3.0**4) 万円/10a ×5年間 または ・10.0 (15.0**4) 万円/10a（一括）										
畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	10.5万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a（一括）										
19	麦・大豆生産性向上事業	<p>国産麦・大豆の生産性向上のための作付の団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進&lt;事業メニュー・補助率&gt;</p> <p>1 生産性向上の推進（補助率：定額）</p> <p>団地化、ブロックローテーション、適正輪作等による生産性向上を推進する差に必要な経費について上限額の範囲内で支援。</p> <p>※ 上限額は事業実施主体の水田面積に応じて変動 （50ha未満：100万円以内、50ha以上150ha未満：200万円以内、150ha以上：300万円以内）</p> <p>2 課題解決に向け、新たに営農技術等を導入する取組に対して、10,000円/10aを上限に支援。</p> <p>3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等（補助率：1/2以内） 生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援。</p> <p>※ 50万円以上5,000万円未満の機械・施設が対象。</p> <p>※ 予算額に残余がある場合に要望調査を実施。</p>	<p>農産園芸課（水田農業担当） （内）5710</p>									

(3) 園芸作物

No.	事業名	概要	問合せ先								
20	りんどう生産拡大支援事業	<p>日本一の生産量を誇るりんどう産地の維持・発展に向け、作付面積を拡大する生産者に対し、定植1年目の管理経費の一部を支援</p> <p>◇ 実施主体：農業協同組合の生産部会等</p> <p>◇ 補助率：県：1/3（県補助上限額22,000円/10a）、市町村：1/3</p>	<p>農産園芸課 （園芸特産担当） （内）5707</p>								
21	<p>青果物等価格安定事業</p> <p>①指定野菜価格安定対策事業</p> <p>②特定野菜等産地育成価格差補給事業</p> <p>③県単青果物等価格安定事業</p>	<p>対象品目の価格が著しく低落した場合、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者、県及び国等があらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付</p> <p>◇ 対象</p> <p>事業①：指定産地の農協を通じて販売する生産者 事業②：特定産地の農協を通じて販売する生産者 事業③：農協を通じて販売する生産者</p> <p>◇ 交付基準（事業①の場合）</p> <p>対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、最低基準額を限度に、その差額の90%を生産者に補給</p> <table border="1" data-bbox="434 853 1195 1144"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均販売価額</td> <td>対象生産者が出荷した対象野菜の市場における販売実績の平均</td> </tr> <tr> <td>保証基準額</td> <td>平均価格（過去6か年間の市場価格の平均）の90%</td> </tr> <tr> <td>最低基準額</td> <td>過去6か年間の対象期間の平均価格の55%前後</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇ 資金負担割合（事業①のうち調整野菜及び一般指定野菜の場合） 国：県：生産者＝3：1：1 ※ 事業①と②③は、上記の交付基準や負担割合が異なるため、事業活用の際には問い合わせ先に確認のこと。</p>	用語	内容	平均販売価額	対象生産者が出荷した対象野菜の市場における販売実績の平均	保証基準額	平均価格（過去6か年間の市場価格の平均）の90%	最低基準額	過去6か年間の対象期間の平均価格の55%前後	<p>公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会 （019-626-8425）</p> <p>（流通課（流通企画・県産米担当） （内）5715）</p>
用語	内容										
平均販売価額	対象生産者が出荷した対象野菜の市場における販売実績の平均										
保証基準額	平均価格（過去6か年間の市場価格の平均）の90%										
最低基準額	過去6か年間の対象期間の平均価格の55%前後										
22	<p>施設園芸等燃料価格高騰対策事業（施設園芸セーフティネット構築事業）</p>	<p>燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、農業者と国で基金を設け、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付</p> <p>◇ 対象</p> <p>施設園芸農家3戸以上または農業従事者5名以上で構成する農業者団体等</p> <p>◇ 交付基準</p> <p>補填金＝補填単価<sup>※1</sup>×当月燃料購入数量×70%<sup>※2</sup></p> <p>※1 補填単価＝各月の指標価格－発動基準価格 ※2 価格急騰時等には、100%に引き上げ</p> <p>◇ 基金負担割合</p> <p>国：生産者＝1：1</p>	<p>農産園芸課 （園芸特産担当） （内）5709</p>								

(4) 酪農

No.	事業名	概要	問合せ先
23	加工原料乳 生産者補給 金	酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給を図るため、飲用向けに比べて価格が安いバター、脱脂粉乳及び生クリームなどの乳製品の原料となる生乳（加工原料乳）を販売した生産者に交付金を交付  ◇ 交付額 生産者補給金 9.11 円/kg 集送乳調整金 2.83 円/kg	畜産課(振興・衛生担当) (内)5725
24	加工原料乳 等生産者経 営安定対策 事業	酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給を図るため、加工原料乳価格が補てん基準価格（過去3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補てん金（差額の8割）を交付  ◇ 補填割合 補填基準価格と取引価格（全国平均）の差の8割	畜産課(振興・衛生担当) (内)5725
25	酪農経営支 援総合対策 事業（中小酪 農経営等生 産基盤・飼養 管理改善対 策）	育成・分娩に必要な簡易畜舎整備・機械導入、つなぎ牛舎の改良、飼養環境の改善、暑熱対策、育成牛等の事故率低減支援（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎ワクチン等、1千円/頭）、暑熱等により不足する飼料への支援（代替飼料の共同購入5円/kg）等の取組を支援  ◇ 実施主体：生産者集団等  ◇ 補助率等：定額等	畜産課(振興・衛生担当) (内)5725

(5) 肉用牛

No.	事業名	概要	問合せ先
26	肉用子牛生産者補給金制度	<p>肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定）が保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金を交付</p> <p>◇ 実施主体 （公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会</p> <p>◇ 保証基準価格 黒毛和種 600 千円、褐毛和種 547 千円、その他肉専用種 348 千円、交雑種 274 千円、乳用種 174 千円</p>	<p>（公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8425)</p> <p>〔畜産課（振興・衛生担当） （内）5725〕</p>
27	優良和子牛生産推進緊急支援事業	<p>和子牛の平均価格が発動基準を下回った場合に、優良和子牛を生産するために飼養管理向上に取り組む和子牛生産者に対して奨励金を交付</p> <p>◇ 実施主体 （公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会</p> <p>◇ 発動基準価格 取組数 2 黒毛和種 620 千円、褐毛和種 570 千円、その他肉専用種 370 千円 取組数 3 黒毛和種 610 千円、褐毛和種 560 千円、その他肉専用 360 千円</p>	<p>（社）岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8425)</p> <p>〔畜産課（振興・衛生担当） （内）5725〕</p>
28	和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業	<p>肉用子牛の品種区分毎の平均価格が発動基準を下回った場合に、和子牛産地の基盤強化につながる取組を実施する和子牛生産者に対して奨励金を交付</p> <p>◇ 実施主体 （公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会</p> <p>◇ 発動基準価格 黒毛和種 620 千円、褐毛和種 570 千円、その他肉専用種 370 千円</p>	<p>公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8425)</p> <p>〔畜産課（振興・衛生担当） （内）5725〕</p>
29	肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）	<p>肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割を交付金として交付</p> <p>◇ 積立金管理者 （一社）岩手県畜産協会</p> <p>◇ 負担割合 国：生産者＝3：1 （交付金のうち、1/4 に相当する額は生産者の積立による積立金から支出）</p>	<p>一社）岩手県畜産協会 (019-694-1300)</p> <p>〔畜産課（振興・衛生担当） （内）5725〕</p>

30	肉用牛経営 安定対策補 完事業	<p>肉用牛の生産基盤の強化を図るため、繁殖雌牛の増頭の取組等を支援</p> <p>◇ 実施主体 (一社)岩手県畜産協会</p> <p>◇ 補助率等 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入 : 定額 (6 又は 9 万円/頭 等)</p> <p>簡易牛舎の整備等 : 1/2 等</p>	<p>(一社) 岩手県 畜産協会 (019-694-1300)</p> <p>[ 畜産課(振興・衛 生担当) (内) 5725 ]</p>
----	-----------------------	--	---

(6) 中小家畜

No.	事業名	概要	問合せ先
31	家畜畜産物 価格安定対 策事業(養豚 経営安定対 策事業)	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、生産者に交付する補てん金の財源となる積立金の積立に要する経費を補助  ◇ 積立金管理者：(独)農畜産業振興機構  ◇ 補助率：1/8	畜産課(振興・衛生担当) (内)5721
32	畜産振興総 合対策事業 (農場バイ オセキュリティ向上対 策事業費補 助)	豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生防止を図るため、農場の換気フィルター導入等による防疫対策の強化に必要な経費を補助  ◇ 事業実施主体：3戸以上の生産者で組織する団体  ◇ 補助率：定額(1/2以内)	畜産課(振興・衛生担当) (内)5721

(7) 国産飼料の生産、利用

No.	事業名	概要	問合せ先
33	国産飼料生 産・利用拡大 緊急対策事 業(飼料生産 組織の運営 強化支援(飼 料生産組織 の基盤強化 支援))	地域計画に位置付けられた飼料生産組織等の生産作業受託、稲わら収集、生産販売の規模拡大・省力化を図る取組を支援  ◇ 実施主体：生産者団体等 ◇ 補助率：1/2以内	東北農政局生産 部畜産課 (022-263-1111)  (畜産課(畜政担 当)(内)5727)
34	国産飼料生 産・利用拡大 緊急対策事 業(飼料生産 組織の運営 強化支援飼 料生産組織 による安定 的な国産飼 料供給支援)	飼料生産組織が、畜産農家等と5年以上の長期契約を結び、生産作業受託、稲わら収集、生産販売の規模拡大を行う取組を支援  ◇ 実施主体：生産者団体等 ◇ 補助率：定額	東北農政局生産 部畜産課 (022-263-1111)  (畜産課(畜政担 当)(内)5727)
35	国産飼料生 産・利用拡大 緊急対策事 業(国産飼料 の耕畜連携 及び供給拡 大の取組支 援(連携型))	畜産農家と耕種農家のマッチング活動等の取組を支援するとともに、3年以上の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行いつつ、国産飼料を供給拡大し、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援  ◇ 実施主体：生産者団体等 ◇ 補助率：定額	東北農政局生産 部畜産課 (022-263-1111)  (畜産課(畜政担 当)(内)5727)

No.	事業名	概要	問合せ先
36	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業(国産飼料の構築連携及び供給拡大の取組支援(供給型))	飼料生産者が品質表示とともに国産飼料の販売を拡大する取組に対して奨励金を交付 ◇ 実施主体：都道府県協議会 ◇ 補助率：定額	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)  〔畜産課(畜政担当)(内)5727〕
37	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業(生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援)	飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の生産・利用の連携体制(地域モデル)の構築・強化を図るための総合的な取組を支援 ◇ 実施主体：飼料生産組織等を含む協議会 ◇ 補助率：定額、1/2 以内	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)  〔畜産課(畜政担当)(内)5727〕
38	飼料備蓄・流通合理化事業(国産飼料増産対策事業(飼料生産組織の人材確保・育成等支援))	飼料生産組織の人材確保・育成や、持続性を高める取組を推進するため、オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、組織の持続性を高める取組の調査を支援 ◇ 実施主体：生産者団体等 ◇ 補助率：定額	東北農政局生産部畜産課 (022-263-1111)  〔畜産課(畜政担当)(内)5727〕

#### (8) 野生鳥獣被害防止

No.	事業名	概要	問合せ先
39	鳥獣被害防止総合支援事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)	市町村の被害防止計画に基づく、有害捕獲や侵入防止柵の設置、地域ぐるみで行う被害防止活動を支援 ◇ 実施主体 市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会と地域協議会の構成員 ◇ 補助率 定額、1/2 以内 ※ 侵入防止柵の自力施工の場合は資材費相当分を定額補助 ◇ 鳥獣被害防止総合対策交付金ホームページ(農林水産省) <a href="http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/">http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/</a>	農業振興課(担い手対策担当) (内)5641

## 6 生産基盤強化

### (1) 農地、水利施設等の基盤整備

No.	事業名	概要	問合せ先
40	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	<p>農村地域に賦存する再生可能エネルギーの活用により、土地改良施設の維持管理費の軽減等を図るため、県や土地改良区等が所有する農業水利施設にモデル的な小水力発電設備を整備</p> <p>◇ 事業主体</p> <p>① 県</p> <p>② 市町村、土地改良区等</p> <p>◇ 補助率</p> <p>① 事業主体：県 県有施設：国 50%、県 50%（一般） 国 55%、県 45%（中山間）</p> <p>② 事業主体：市町村、土地改良区等 その他の施設：国 50%、県 25%、その他 25%（一般） 国 55%、県 25%、その他 20%（中山間）</p>	農村建設課(水利整備・管理担当) (内) 5688
41	農地耕作条件改善事業	<p>農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るため、区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 県、市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農協、農業法人 等</p> <p>◇ 補助率 定額 定率 国50%、県14%、その他36%（一般） 国55%、県14%、その他31%（中山間）等</p>	農村建設課(農地整備担当) (内) 5681
42	基幹水利施設更新支援対策事業	<p>地域用水機能を維持増進する諸活動の支援や水管理の合理化、省力化に向けた農業水利施設の付帯施設を整備</p> <p>◇ 実施主体：市町村、土地改良区等</p> <p>◇ 補助率：国 50%（中山間 55%）</p>	農村建設課(水利整備・管理担当) (内) 5688
43	経営体育成基盤整備事業	<p>地域の中心となる経営体の育成を図るため、ほ場の大区画化や排水改良など生産基盤の整備と農地中間管理権の設定等による担い手への農地利用集積を一体的に推進</p> <p>◇ 実施主体：県等</p> <p>◇ 補助率 国 50%（中山間 55%、機構関連<sup>(※)</sup>62.5%） 県 30%（機構関連<sup>(※)</sup>27.5%） 市町村 10% その他 10%（中山間 5%、機構関連<sup>(※)</sup>0%）</p> <p>(※)機構関連：農地中間管理機構関連農地整備事業 事業対象農地の全てに 15 年以上の農地中間管理権が設定されていることが要件</p>	農村建設課(農地整備担当) (内) 5682

No.	事業名	概要	問合せ先
44	中山間地域総合整備事業	<p>中山間地域の実情に応じたきめ細やかな農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を通じて、地域特性を活かした農業と活力ある農村づくりを促進するとともに、併せて定住の促進、国土・環境の保全等を図る</p> <p>◇ 実施主体：県等</p> <p>◇ 補助率：国 55%、県 30%、市町村 10% その他 5%</p>	<p>農村建設課(農地整備担当)</p> <p>(内) 5681</p>
45	農村地域防災減災事業	<p>地震や集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るため、総合的な防災・減災対策を実施</p> <p>◇ 実施主体：県、市町村、土地改良区等</p> <p>◇ 補助率（県営事業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国 50～55%、県 30～41%、市町村 4～11%、その他 3～4%</li> <li>・ 定額 等</li> </ul>	<p>農村建設課(水利整備・管理担当)</p> <p>(内) 5686</p>
46	基幹水利施設ストックマネジメント事業	<p>県が策定した「農業水利施設の維持更新計画」に基づき、施設の機能診断や保全計画の策定及び対策工事を一貫して実施し、基幹的水利施設の維持更新を計画的に推進</p> <p>◇ 実施主体：県</p> <p>◇ 補助率：国 50%、県 25% その他 25% 等</p>	<p>農村建設課(水利整備・管理担当)</p> <p>(内) 5688</p>
47	いきいき農村基盤整備事業	<p>国庫補助事業の事業要件に満たない小規模な地区を対象に、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に向けた地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織 等</p> <p>◇ 実施要件：事業費200万円未満、農業者 2 人以上 等</p> <p>◇ 補助率：定額、定率50%（一般）、55%（中山間）</p>	<p>農村建設課(農地整備担当)</p> <p>(内) 5681</p>
48	大区画化等加速化支援事業	<p>農業構造転換集中対策期間に農地の大区画等を集中的・計画的に推進するため、法人等の農業者等が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援</p> <p>◇ 実施主体 県、市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農協、農業法人、農業者等</p> <p>◇ 補助率 定額</p>	<p>農村建設課(農地整備担当)</p> <p>(内) 5681</p>

(2) 果樹の改植、園地整備

No.	事業名	概要	問合せ先
49	果樹農業生産力増強総合対策事業 (果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)	<p>果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への改植・新植、省力樹形の導入、小規模園地整備や、高温障害発生低減に向けた資機材導入等を行う場合、定額又は事業費の1/2の範囲内で助成（果樹経営支援対策事業）</p> <p>◇ 対象経費</p> <p>① 改植（新植）に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培 33 (32) 万円/10a</li> <li>・慣行樹形栽培の主要果樹(ぶどう、なし、もも、おうとう等) 17 (15) 万円/10a</li> <li>・りんごの高密度低樹高栽培（省力樹形の導入） 53 (52) 万円/10a</li> <li>・なし等のジョイント栽培（省力樹形の導入） 33 (32) 万円/10a</li> </ul> <p>② 小規模園地整備等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水施設の整備、防風ネットの設置等 1/2以内</li> </ul> <p>③ 高温障害発生低減対策に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房等高温対策資機材の導入等</li> <li>・マメコバチ増殖のための巣箱設置や繭洗浄等に係る経費 1/2以内</li> </ul> <p>④ 放任園地の発生防止対策に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業条件の悪い園地や荒廃園地等の解消・発生防止に向けた伐採や植林等 りんご等の主要果樹 8万円/10a</li> </ul> <p>果樹経営支援対策事業により実施した改植・新植後の未収益期間に対して助成（果樹未収益期間支援事業）</p> <p>◇ 対象経費 22万円/10a（5.5万円/10a×4年分を初年度に一括交付）</p>	<p>(公社) 岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8141)</p> <p>(農産園芸課 (園芸特産担当) (内) 5707)</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
50	未来型果樹農業等推進条件整備事業	<p>新規就農業者育成総合対策等の伴走支援と併せて、小規模園地整備等の産地の新規参入者受入体制の整備を一体的に支援(担い手育成型)</p> <p>水田の樹園地への転換(新産地育成型)や、中山間地等での基盤整備(既存産地改良型)により、一定規模以上のまとまった面積(2ha以上(基盤整備を行う場合は5ha以上))で省力樹形及び機械作業体系を導入する取組に対して、定額又は事業費の1/2の範囲内で助成</p> <p>◇ 対象経費</p> <p><b>【担い手育成型】</b></p> <p>① 小規模園地整備に要する経費 1/2以内</p> <p>② 部分改植に要する経費 定額、1/2以内</p> <p>③ 改植後の未収益期間の幼木管理に要する経費 22万円/10a</p> <p>④ 省力技術研修に係る経費 3万円/10a</p> <p>※ 新規就農者育成総合対策を併用し、トレーニングファームの施設整備等の支援</p> <p><b>【新産地育成型】</b></p> <p>① 省力樹形の導入(新植)、小規模園地整備、新植後の未収益期間に要する経費</p> <p>※ 果樹農業生産力増強総合対策事業(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)を別途活用</p> <p>② 大苗の育成に係る経費 20万円/10a</p> <p>③ 省力技術研修に係る経費 3万円/10a</p> <p>④ 水田の場合、畑地化促進事業等による支援</p> <p>A 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間 又は10万円/10a(一括)</p> <p>B 高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a</p> <p>※ ②～④により最大40.5万円/10a(②+③-④A+④B、高収益作物定着促進支援分の控除)を支援</p> <p>⑤ 機械作業体系に必要な資機材の導入等に係る経費 1/2以内</p> <p><b>【既存産地改良型】</b></p> <p>① 省力樹形の導入(改植)、小規模園地整備、改植後の未収益期間に要する経費</p> <p>※ 果樹農業生産力増強総合対策事業(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)を別途活用</p> <p>② 大苗の育成に係る経費 20万円/10a</p> <p>③ 代替農地での営農に係る経費 28万円/10a</p> <p>④ 省力技術研修に係る経費 3万円/10a</p> <p>⑤ 機械作業体系に必要な資機材の導入等に係る経費 1/2以内</p>	<p>(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会 (019-626-8141)</p> <p>(農産園芸課(園芸特産担当)) (内)5707</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
51	果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	<p>果樹産地における担い手の確保・定着に向けた園地の整備や、新規就農者等に対する技術指導・園地管理を行うための経費等を助成</p> <p>◇ 対象経費</p> <p>① 小規模園地整備等に要する経費 1/2 以内</p> <p>② 改植（新植）に要する経費</p> <p>※ 果樹農業生産力増強総合対策事業（果樹経営支援対策事業）で対象となる取組に係るものとし、補助率及び支援単価も当該事業に準拠するもの</p> <p>③ 改植後の未収益期間の管理に要する経費 22 万円/10a（5.5 万円/10a×4 年分を初年度に一括交付）</p> <p>④ 省力技術研修に係る経費 3 万円/10a</p> <p>⑤ 技術指導や園地管理委託に要する経費 定額</p>	<p>（公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会 （019-626-8141）</p> <p>（農産園芸課（園芸特産担当） （内）5709）</p>

(3) 畜産の生産基盤整備

No.	事業名	概要	問合せ先
52	農山漁村地域整備交付金 (草地畜産基盤整備事業、畜産環境総合整備事業) 農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤整備事業)	畜産主産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産業の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備に要する経費を補助  ◇ 実施主体：(公社)岩手県農業公社  ◇ 補助率 50% (中山間地域(振興山村、過疎地域、特定農山村地域等)かつ林野75%以上等の市町村で実施する場合は55%)	畜産課(畜政担当)(内)5723
53	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産農家の収益性向上を図るため、「畜産クラスター計画」に位置付けられた地域の中心的な経営体を実施する家畜飼養管理施設等の整備に要する経費を補助  【施設整備事業】  ◇ 実施主体：畜産クラスター協議会  ◇ 補助率：1/2  【機械導入事業(リース導入)】  ◇ 実施主体：(一社)岩手県畜産協会  ◇ 補助率：1/2	施設整備事業 畜産課(振興・衛生担当) (内)5725  機械導入事業 (一社)岩手県畜産協会 (019-694-1300)

(4) 肉用牛の増頭

No.	事業名	概要	問合せ先
(再掲)	肉用牛経営安定対策補完事業(再掲)	肉用牛の生産基盤の強化を図るため、繁殖雌牛の増頭の取組等を支援  ◇ 実施主体：(一社)岩手県畜産協会  ◇ 補助率等 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入 ：定額(6又は9万円/頭等)  簡易牛舎の整備等：1/2等	(一社)岩手県畜産協会 (019-694-1300)  〔畜産課(振興・衛生担当)〕 (内)5725

(5) 農業機械等の導入

No.	事業名	概要	問合せ先												
54	経営体育成支援事業	<p>地域が目指す農地利用の姿の実現に向け、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援</p> <p>(1) 岩手県経営体育成支援事業</p> <p>① 融資主体支援 融資を受けて、経営改善の取組を行うために必要な農業用機械・施設の導入を支援</p> <p>② 条件不利地域支援 経営規模が小規模・零細な地域において、意欲ある経営体を育成するために必要な共同利用機械・施設の導入を支援</p> <p>(2) 岩手県地域農業構造転換支援事業 地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援</p> <p>◇ 実施主体：市町村</p> <p>◇ 補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額（1経営体当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)①</td> <td>3/10 以内</td> <td>300 万円 (目標地区に位置づけられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者は上限額 600 万円)</td> </tr> <tr> <td>上記(1)②</td> <td>1/2 以内 (農業用機械は 1/3 以内)</td> <td>4,000 万円</td> </tr> <tr> <td>上記(2)</td> <td>3/10 以内、 定額</td> <td>購 入：法人 3,000 万円、 法人以外 1,500 万円 リース：定額</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助率	補助上限額（1経営体当たり）	上記(1)①	3/10 以内	300 万円 (目標地区に位置づけられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者は上限額 600 万円)	上記(1)②	1/2 以内 (農業用機械は 1/3 以内)	4,000 万円	上記(2)	3/10 以内、 定額	購 入：法人 3,000 万円、 法人以外 1,500 万円 リース：定額	農業振興課(地域農業振興担当) (内) 5646
事業区分	補助率	補助上限額（1経営体当たり）													
上記(1)①	3/10 以内	300 万円 (目標地区に位置づけられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者は上限額 600 万円)													
上記(1)②	1/2 以内 (農業用機械は 1/3 以内)	4,000 万円													
上記(2)	3/10 以内、 定額	購 入：法人 3,000 万円、 法人以外 1,500 万円 リース：定額													
55	いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業	<p>いわて農業生産強化ビジョン及び地域計画の実現のため、地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した多角化の取組などに必要な機械等の整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 農業を担う者である法人、農業を担う者等で組織する団体、農協の生産部会、農業を担う者である集落営農組織、農協、全農岩手県本部等</p> <p>◇ 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園芸等・畜産・水稻のうち子実用米として用いるもの*1/2</li> <li>※ 米の生産拡大に取り組む場合に限る。</li> <li>土地利用型作物（水稻・麦・大豆・そば） 3/10、1/2（GX）等</li> <li>流通・加工処理機械施設 1/2</li> </ul>	農業振興課(地域農業振興担当) (内) 5647												

No.	事業名	概要	問合せ先									
56	農業支援サービス事業加速化総合対策事業	<p>農業者の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業者の人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入等の取組に対して支援。</p> <p>① 農業支援サービス事業者のビジネス確立や事業拡大に必要な経費の支援</p> <p>② 機械作業受託等のサービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入に必要な経費の支援。</p> <p>◇ 実施主体 農業支援サービス事業者（農業者等に農業に係るサービス（加工流通・販売を除く）を提供する事業者）</p> <p>◇ 補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額（1経営体当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記①</td> <td>定額</td> <td>1,500万円 （スマート農業技術の活用に関する法律に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円）</td> </tr> <tr> <td>上記②</td> <td>1/2 以内</td> <td>1,500万円 （スマート農業機械を導入する場合：3,000万円） （スマート農業技術の活用に関する法律に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：5,000万円）</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助率	補助上限額（1経営体当たり）	上記①	定額	1,500万円 （スマート農業技術の活用に関する法律に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円）	上記②	1/2 以内	1,500万円 （スマート農業機械を導入する場合：3,000万円） （スマート農業技術の活用に関する法律に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：5,000万円）	農業振興課(担い手対策担当) (内)5642
事業区分	補助率	補助上限額（1経営体当たり）										
上記①	定額	1,500万円 （スマート農業技術の活用に関する法律に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円）										
上記②	1/2 以内	1,500万円 （スマート農業機械を導入する場合：3,000万円） （スマート農業技術の活用に関する法律に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：5,000万円）										
57	いきいき農村基盤整備事業	<p>国庫補助事業の事業要件に満たない小規模な地区を対象に、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に向けた地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を支援</p> <p>◇ 実施主体 市町村、土地改良区、岩手県農業公社（農地中間管理機構）、農地所有適格法人、多面的機能支払交付金の活動組織 等</p> <p>◇ 実施要件：事業費200万円未満、農業者2人以上 等</p> <p>◇ 補助率：定率50%（一般）、55%（中山間）</p>	農村建設課(農地整備担当) (内)5681									

(6) 共同利用施設の整備、再編集約・合理化

No.	事業名	概要	問合せ先
58	強い農業づくり交付金	<p><b>【共同利用施設の整備】</b> 生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備を支援</p> <p>◇ 採択要件</p> <p>① 受益農業従事者が5戸以上</p> <p>② 交付要綱の成果目標の基準及び要領に定める要件を満たすこと</p> <p>③ 整備による全ての効用によりすべての費用を償うことが見込まれること</p> <p>④ 総事業費が5千万円以上 など</p> <p>◇ 交付率：事業費の1/2以内</p> <p>◇ 対象施設 共同育苗施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、ほ場整備、畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、水田飼料作物作付条件整備等</p> <p><b>【共同利用施設の再編集約・合理化】</b> 地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援</p> <p>◇ 採択要件</p> <p>① 受益農業従事者が5戸以上</p> <p>② 交付要綱の成果目標の基準及び要領に定める要件を満たすこと</p> <p>③ 再編集約・合理化計画を策定していること</p> <p>④ 修繕・更新に係る積立計画を策定していること</p> <p>⑤ 総事業費が5千万円以上 など</p> <p>◇ 交付率：事業費の2/3以内</p> <p>◇ 支援対象となる取組</p> <p>① 再編集約に係る取組 (例) 複数の共同利用施設(穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設など)を再編集約し、農産物の持続的かつ安定的な供給体制の構築や既存の施設の効率的な管理・運営を行う取組</p> <p>② 合理化に係る取組 (例) 老朽化した施設の建替えや移設、改修等による合理化を行うとともに、施設の合理的な利用や生産性の向上等を行う取組</p> <p><b>【共同利用施設の例】</b> 集出荷貯蔵施設 農産物処理加工施設 低コスト耐候性ハウス</p> <p>※ 再編集約・合理化の取組を行う際、不要となった既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地も支援対象</p>	<p>農産園芸課 (園芸特産担当) (内) 5706</p> <p>畜産課 (畜政担当) (内) 5721</p> <p>流通課 (流通企画・県産米担当) (内) 5731</p> <p>農産園芸課 (園芸特産担当) (内) 5706</p>

## 7 農畜産物の高付加価値化と販路の拡大

### (1) 6次産業化

No.	事業名	概要	問合せ先
59	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出推進事業））	<p>農林漁業者等の6次産業化を推進するためのネットワークの形成や、新商品開発・販路開拓等の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備について必要な費用を助成</p> <p>&lt;地域資源活用・地域連携サポート事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実施主体：市町村等</li> <li>◇ 補助率：定額</li> </ul> <p>&lt;地域資源活用・地域連携推進支援事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実施主体：農林漁業者等、市町村</li> <li>◇ 補助率：定額または1/2以内</li> </ul> <p>&lt;地域資源活用価値創出整備事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実施主体：六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等</li> <li>◇ 補助率：定額（3/10以内（市町村戦略または中山間農業振興計画に基づく計画は1/2以内））</li> <li>◇ 補助上限：1億円（ただし、業務用需要に応じた一次加工等の企業間の取引のほか、一定の要件を満たす場合は2億円）</li> </ul>	<p>東北農政局農村振興部都市農村交流課 (022-263-1111)</p> <p>〔流通課(6次産業化推進担当)〕 (内)5715</p>

(2) 農商工連携

No.	事業名	概要	問合せ先
60	いわて希望 応援ファン ド地域活 性化支援事業 (助成金)	<p>県内の事業者等が、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の新たな事業展開に必要な費用を助成 (公募期間 事前相談※:令和5年3月13日～4月13日 ※推奨 申請書受付:令和5年4月3日～21日)</p> <p>◇ 助成対象: 県内事業者等 ◇ 助成期間: 令和6年1月末まで ◇ 助成内容: 新事業活動支援事業 (農商工連携) ◇ 補助率: 3/4、補助限度額 300 万円</p> <p>ホームページ (公益財団法人いわて産業振興センター) <a href="http://www.joho-iwate.or.jp/fund">http://www.joho-iwate.or.jp/fund</a></p>	<p>公益財団法人い わて産業振興セ ンター (019-631-3823)</p> <p>(産業経済交流課 (食産業担当) (内) 5539)</p>

(3) 輸出の促進

No.	事業名	概要	問合せ先
61	農林水産物 の輸出関連 事業  食品産業の 輸出向け HACCP 等対応 施設整備緊 急対策事業	<p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業 加工食品等の輸出拡大に必要な食品製造事業者等の施設の新 設 (かかり増し経費) 及び改修、機器の整備を支援</p> <p>◇実施主体: 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事 業者等 (農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も 含む) ◇補助率: 1/2 以内</p>	<p>東北農政局経 営・事業支援部 輸出促進課 (022-263-1111)</p> <p>(流通課(流通改 善担当) (内) 5736)</p>

## 8 多面的機能の維持と農村の活性化

### (1) 農業用水路等の保全管理

No.	事業名	概要	問合せ先
62	多面的機能 支払交付金 (農地維持 支払交付金)	多面的機能を支える共同活動を支援  ◇ 10a 当たり交付単価 田 3,000 円、畑 2,000 円、草地 250 円	農村建設課(水 利整備・管理担 当) (内) 5687
63	多面的機能 支払交付金 (資源向上 支払交付金)	地域資源の質的向上を図る共同活動を支援  ◇ 10a 当たり交付単価 共同活動：田 2,400 円、畑 1,440 円、草地 240 円 (5年以上継続又は長寿命化の交付地区は、上記の 75%単価を 適用) 長寿命化：田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円 (上限額)	農村建設課(水 利整備・管理担 当) (内) 5687

### (2) 環境にやさしい農業

No.	事業名	概要	問合せ先
64	環境と共生す る産地づくり 確立事業 (環境保全型 農業直接支払 交付金)	農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るため、 化学合成農薬や化学肥料の低減など、環境保全に効果の高い営農活 動を支援  ◇ 対象者 環境負荷低減のチェックシートの取組を実施し、販売を目的と して生産を行う農業者等  ◇ 10a 当たり交付単価 2,000～14,000 円 (取組内容等により単価が異なる)  ◇ 支援対象活動 地球温暖化防止 (堆肥の施用、緑肥の施用等) 生物多様性保全 (有機農業等)	農業普及技術課 (技術環境担当) (内) 5656

No.	事業名	概要	問合せ先
65	いわてみどりの食料システム戦略推進事業	<p>「みどりの食料システム戦略推進」に基づく持続可能な農業実現するため、栽培体系のグリーン化や有機農業の導入、バイオ液肥の利用促進や国際水準GAPの取組を支援</p> <p>(1) グリーンな生産体系加速化事業 産地に適した環境に優しい栽培技術や省力化に資する先端技術等の検証を支援 ◇ 事業実施主体：協議会等 ◇ 補助率：定額、1/2以内</p> <p>(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 栽培技術実証や学校給食での利用、イベント開催等、有機農業の産地づくりに資する取組を支援 ◇ 事業実施主体：市町村、市町村を含む協議会等 ◇ 補助率：定額（1年目：上限10,000千円、2年目：上限8,000千円）</p> <p>(3) 有機転換推進事業 新たに有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費を支援 ◇ 対象者：有機農業に取り組む新規就農者又は慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者 ◇ 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地 ◇ 支援額：2万円/10a以内</p> <p>(4) バイオマスの地産地消（推進事業） メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の散布車等の導入を支援 ◇ 対象者：地方公共団体、民間団体等 ◇ 補助率：1/2</p> <p>(5) 農業生産工程管理手法（GAP）認証の取得支援 ◇ 事業実施主体：環境負荷低減に取り組む団体でGAP認証を取得する団体 ◇ 補助額及び補助率：定額（認証取得に係る経費）、1/2以内（審査員旅費）</p>	農業普及技術課 （技術環境担当） （内）5656

(3) 中山間地域の農業生産・活性化支援

No.	事業名	概要	問合せ先
66	中山間地域等直接支払事業	<p>平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等に対して交付金を交付</p> <p>◇ 交付条件、交付単価（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「田」 急傾斜地（傾斜度 1/20 以上） 21,000 円/10a 緩傾斜地（傾斜度 1/100 以上） 8,000 円/10a</li> <li>・「畑」 急傾斜地（傾斜度 15° 以上） 11,500 円/10a 緩傾斜地（傾斜度 8° 以上） 3,500 円/10a</li> </ul> <p>※ その他、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組や棚田地域の振興を図る取組を行う場合等に交付単価に所定額を加算</p>	<p>農業振興課（地域農業振興担当） （内）5646</p>

67	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	<p>中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成、棚田地域振興に関する取組を支援</p> <p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業</p> <p>① 中山間地農業ルネッサンス推進支援 地域の特色をいかした取組等を支援</p> <p>② 元気な地域創出モデル支援 収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援</p> <p>◇ 実施主体：地域協議会等 ◇ 事業期間：上限3年 ◇ 交付率：定額等（上限3,000万円等）</p> <p>(2) 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業</p> <p>① 活動着手支援型 遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援</p> <p>◇ 実施主体：地域協議会等 ◇ 事業期間：1年 ◇ 交付率：定額（上限200万円）</p> <p>② 一般型 農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を支援</p> <p>◇ 実施主体：地域協議会等 ◇ 事業期間：上限3年 ◇ 交付率：定額（上限1,500万円）</p> <p>③ 地域連携型 農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した実証事業等を支援</p> <p>◇ 実施主体：地域協議会等 ◇ 事業期間：上限4年 ◇ 交付率：1/2以内（上限1,500万円）</p> <p>(3) 棚田地域振興対策推進事業 人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援</p> <p>◇ 実施主体：地域協議会等 ◇ 事業期間：3年 ◇ 交付率：定額（上限50万円/年等）</p>	<p>東北農政局 農村振興部農村計画課 (022-263-1111)</p> <p>（農業振興課（地域農業振興担当） （内）5647</p>
----	-----------------------	--	--

68	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）））	<p>&lt;活動計画策定事業&gt;</p> <p>農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援。</p> <p>また、活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実施主体：市町村を構成員に含む地域協議会</li> <li>◇ 事業期間：2年</li> <li>◇ 交付率：定額（1年目：上限500万円、2年目：上限250万円）</li> </ul> <p>※条件不利地においては、事業期間・交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、事業期間・交付期間の延長・上限額の加算措置あり。</p>	<p>東北農政局 農村振興部農村計画課 (022-263-1111)</p> <p>〔農業振興課（地域農業振興担当） (内)5647〕</p>
69	農山漁村振興交付金（山村活性化支援交付金）	<p>&lt;山村活性化対策事業&gt;</p> <p>山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 実施主体：市町村、地域協議会</li> <li>◇ 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村（山村振興計画が策定されていること）</li> <li>◇ 事業期間：3年以内</li> <li>◇ 交付率：定額（上限1,000万円等）</li> </ul>	<p>東北農政局 農村振興部農村計画課 (022-263-1111)</p> <p>〔農業振興課（地域農業振興担当） (内)5647〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
70	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）））	<p>農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援</p> <p>（１）地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）  農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援  ◇ 実施主体：地域協議会等  ◇ 事業期間：２年  ◇ 交付率：定額（上限５００万円等）</p> <p>（２）地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）  ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援  ② 農家民泊等における小規模な改修を支援  ◇ 実施主体：中核法人等  ◇ 事業期間：①２年以内  ②１年間  ◇ 交付率：①１／２（上限２，５００万円等）  ②１／２（上限１，０００万円／経営者かつ  ５，０００万円／地域）</p>	<p>東北農政局  農村振興部農村計画課  (022-263-1111)</p> <p>（農業振興課（地域農業振興担当）  (内)5647</p>

## 9 資金の確保

### (1) 機械、施設整備に必要な資金

No.	事業名	概要	問合せ先
71	スーパーL 資金（農業経営基盤強化 資金）	<p>農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 貸付対象者：認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）</li> <li>◇ 貸付金利：1.05%～1.90%（R 7. 7. 18 現在）</li> <li>◇ 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）</li> <li>◇ 貸付限度額：個人3億円（特認：6億円） 法人10億円（特認：20億円）</li> </ul> <p>&lt;実質無利子化のための金利負担軽減措置&gt;            実質化された人・農地プラン等の中心経営体等として位置づけられた認定農業者が借入れる資金について、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ホームページ（日本政策金融公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html</a></li> </ul>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-9055)</p> <p>〔団体指導課（金融共済担当） (内) 5699〕</p>
72	スーパーW 資金（農林漁業施設資金・アグリビジネス強化 計画）	<p>認定農業者が設立した子会社が取り組む加工・販売等の事業に必要な資金を融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 貸付対象者 認定農業者が加工・販売などを行うために設立した法人（アグリビジネス法人）であって、別に定める要件を満たす者</li> <li>◇ 貸付金利 1.90%（R 7. 7. 18 現在）</li> <li>◇ 償還期限 設備資金：25年以内（うち据置期間5年以内） 関連費用：10年以内（うち据置期間3年以内）</li> <li>◇ 貸付限度額 事業費の80%以内（特例：事業費の90%以内）</li> <li>◇ ホームページ（日本政策金融公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/super_w.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/super_w.html</a></li> </ul>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-9055)</p> <p>〔団体指導課（金融共済担当） (内) 5699〕</p>
73	経営体育成 強化資金	<p>意欲と能力をもって農業を営む者に対し、前向き投資や償還負担の軽減に必要な資金を融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 貸付対象者 主業農業者（個人は農業粗収益200万円以上、法人は農業に係る売上高が過半又は1千万円以上）</li> <li>◇ 貸付金利 1.90%（R 7. 7. 18 現在）</li> <li>◇ 償還期限 25年以内（据置3年以内）</li> <li>◇ 貸付限度額 個人及び農業参入法人1.5億円 法人及び集落営農組織5億円</li> <li>◇ ホームページ（日本政策金融公庫） <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitaiikusei.html</a></li> </ul>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-9055)</p> <p>〔団体指導課（金融共済担当） (内) 5699〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
74	農業改良資金	<p>農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取り組みを実施するのに必要な資金を無利子で融資</p> <p>◇ 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）</li> <li>・ 米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）</li> <li>・ 六次産業化法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）</li> <li>・ みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）</li> </ul> <p>◇ 貸付金利 無利子資金</p> <p>◇ 償還期限 12年以内（据置最大5年以内）</p> <p>◇ 貸付限度額 個人5千万円、法人1.5億円</p> <p>◇ ホームページ（日本政策金融公庫）  <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kairyuu.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kairyuu.html</a></p>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-9055)</p> <p>〔 団体指導課(金融共済担当) (内)5699 〕</p>
75	農業近代化資金	<p>農業者等の経営の近代化に資するための資金を融通</p> <p>◇ 融資機関            農業協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫等</p> <p>◇ 貸付対象者 認定農業者、認定新規就農者等</p> <p>◇ 貸付金利 1.90%（R7.7.18現在）</p> <p>◇ 償還期限 15年以内（据置 認定農業者等7年以内、認定農業者等以外3年以内）</p> <p>◇ 貸付限度額 個人1.8千万円、法人2億円</p>	<p>団体指導課(金融共済担当) (内)5699</p>

(2) 短期運転資金

No.	事業名	概要	問合せ先
76	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	<p>認定農業者に対して、経営改善を図るのに必要な低利運転資金を融通</p> <p>◇ 融資機関            農業協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会、農林中金、銀行、信用金庫等</p> <p>◇ 貸付金利 1.90%（R7.7.18現在）</p> <p>◇ 貸付限度額 認定農業者は個人500万円            法人2千万円            ※ 畜産、園芸施設は、それぞれ4倍</p>	<p>団体指導課(金融共済担当) (内)5699</p>

(3) 長期運転資金

No.	事業名	概要	問合せ先
77	農林漁業セーフティネット資金	<p>自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な認定農業者等に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金を融資</p> <p>◇ 貸付金利 1.05～1.80% (R 7. 7. 18 現在)</p> <p>◇ 償還期限 15 年以内(うち据置期間3年以内)</p> <p>◇ 貸付限度額            a 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の6/12 又は粗収益の6/12 に相当する額のいずれか低い額            b a 以外の場合：600 万円</p> <p>◇ ホームページ (日本政策金融公庫)  <a href="http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html">http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.html</a></p>	<p>日本政策金融公庫盛岡支店 (019-653-9055)</p> <p>〔団体指導課(金融共済担当) (内)5699〕</p>

(4) 自己資金の確保

No.	事業名	概要	問合せ先
78	農業経営基盤強化準備金制度	<p>農業者が、経営所得安定対策などの交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。</p> <p>さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※ができる。</p> <p>※ 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法</p> <p>◇ ホームページ</p> <p>(農林水産省) 農業者への税制支援  <a href="http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/nou/index.html">http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/nou/index.html</a></p> <p>(農林水産省東北農政局) 農業経営基盤強化準備金  <a href="http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/sikin/seido/kiban_kyouka.html">http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/sikin/seido/kiban_kyouka.html</a></p>	<p>東北農政局 岩手拠点 (019-624-1125)</p>

10 その他（老後資金、共済制度等）

No.	事業名	概要	問合せ先
79	農業者年金事業	<p>国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乘せした公的な年金制度</p> <p>◇ 対象者 60歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するもの</p> <p>◇ 保険料等 ・ 保険料は、月額2万円から6万7千円までの範囲で選択 ・ 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割、3割又は、5割の政策支援あり</p> <p>◇ ホームページ（独立行政法人農業者年金基金） <a href="http://www.nounen.go.jp/nounen/">http://www.nounen.go.jp/nounen/</a></p>	<p>独立行政法人農業者年金基金 (03-3502-3199)</p> <p>市町村農業委員会及び農業協同組合</p>
80	農業経営収入保険制度	<p>原則として全ての農産物を対象とし、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する保険制度</p> <p>・ 収入保険と、農業共済<sup>*1</sup>、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択 ※1 農業共済のうち、園芸施設共済とは同時利用可</p> <p>・ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外</p> <p>◇ 対象者 青色申告を行っている農業者（個人・法人）</p> <p>◇ 補てん方式 ・ 保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てん ・ 保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができ、保険料等に対し国庫補助あり</p>	<p>岩手県農業共済組合 (0198-29-5939)</p> <p>〔団体指導課 (金融共済担当) (内) 5698〕</p>
81	農業共済制度	<p>自然災害、病虫害、鳥獣害等によって農業者が受ける収穫量の減少等の損失を、国と農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補てん</p> <p>◇ 対象品目 農作物（水稻・麦）、家畜（牛・馬・豚）、果樹（りんご・ぶどう）、畑作物（大豆・そば・ホップ）、園芸施設</p> <p>◇ 対象者 個人、法人、任意組織</p> <p>◇ 補償内容等 ・ 支払基準、補償単位及び損害評価方法の異なるいくつかの引受方式から、農業者が選択 ・ 原則として、国が共済掛け金の50%を負担</p>	<p>岩手県農業共済組合 (0198-29-5939)</p> <p>〔団体指導課 (金融共済担当) (内) 5698〕</p>

No.	事業名	概要	問合せ先
82	小規模企業 共済	<p>小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立てた掛金に応じた共済金を受け取れる共済制度</p> <p>◇ 対象者等 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員</p> <p>◇ 掛金等 ・ 掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲で選択 ・ 掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除</p> <p>◇ ホームページ（独立行政法人中小企業基盤整備機構） <a href="http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/">http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/</a></p>	独立行政法人中 小企業基盤整備 機構 (050-5541-7171)
83	中小企業退 職金共済制 度	<p>中小企業のための国の退職金制度</p> <p>◇ 対象者 加入できる企業は、別に定める要件を満たす中小企業。</p> <p>◇ 掛金等 ・ 従業員は、基本的に全員加入（事業主等は加入できない） ・ 掛金月額は、5千円～3万円の範囲で、従業員ごとに選択（短時間労働者は、2千円からの選択が可能） ・ 掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税</p> <p>◇ ホームページ（独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中退共本部） <a href="http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/index.html">http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/index.html</a></p>	独立行政法人 勤労者退職金共 済機構 中小企 業退職金共済事 業本部（中退共 本部） (03-6907-1234)